

## 京都府景観条例（仮称）第2回検討会 委員発言要旨

（門内座長）

- ・パブリックコメントを控え、本日は検討委員会としては最後なので、しっかりと取り組みたい。
- ・主に次第3番目京都府の景観条例のパブリックコメント、資料3の内容と、京都府景観条例の素案の検討、それに対する資料5での施策展開について、の3つを中心に議論を深めていきたい。
- ・今後、事務局が条文をまとめてくるので、今日いただいた御意見を反映して、さらに修正が行われたら、また、何らかの形でフィードバックしていただきたい。

- 事務局の資料説明 -

（門内座長）

- ・それでは、フォーラムを振り返って、委員会のメンバーで座長を務めた方々からの感想を伺う。

（深町委員）－南丹地域－

- ・参加者が都市に住む方から美山といった農山村に住む方まで幅広く、それぞれちがった問題の局面があった。
- ・実際肌で感じるのは、この町をどうしていくのかという危機感だか、条文を見ると文化的景観、農山漁村に関しては担当部局に任せるような、あまりにもあっさりしすぎて、このままでは十分に府民の要望に答えられないのではないかと懸念される。大事な部分であるので、都市計画課だけでなく文化や農林の関係部局と連携して、仕組みが見えるような条例、条文を作ってほしい。

（谷口委員）－丹後地域－

- ・前日から伺い、宮津天橋立、丹後伊根町、美山ちりめん街道など案内していただき、地域で活動されている方とお話しさせていただいた。彼らの今やらなければ文化景観は残らない、という熱意、危機感の大きさが伝わり、非常に感動した。
- ・丹後ファンになった。丹後は京丹後市として一つになったが、大きな単位で連携して動いていけば、観光やそれ以外も非常に効果が上がってくると思われる。
- ・時間が足らんというお話と、こういう場をもっと作ってほしいというお話が多かった。
- ・隣町で活動されている方々のことも知らないことも多いという実態があるので、実際に活動されているかた同士が市町村を越えて連携できる支援をしてほしい。
- ・景観まちづくり塾やサミット等の具体的な提示があるので、それらををどう進めていくかということが、府民参画の視点からも非常に重要なのではないか。

（栗山委員）－山城地域－

- ・長岡京市に住んでいるが、山城について私自身が認識不足を痛感。
- ・各地域で活動されている方々の、見えないところでの（メンバーのその裾野の）広がりを実感した。
- ・それに対して、景観行政団体になりそうな市町村も出席していたのだが、その報告がたいへん貧弱。景観問題では市町村の役割が大変大きいというにも関わらず、市町村と住民の入り方の差が歴然であった。
- ・条例骨子を見ても同様の印象を受ける。いろいろな理由から市町村の役割を設定するのは難しいとの指摘はあるが、やはり明記すべき、ということ、フォーラムを通して改めて確認した。

（門内座長）

- ・山城地域は、長岡京市から南部の農村、宇治市のような都市的なところ、郊外的なところなど、広い範囲のそれぞれの地域で、いろいろな人が活動されている。
- ・印象的だったのは、ある茶園の報告。農山漁村、文化的景観一般に言えると思うが、すでに生業として成り立たない、後継ぎがない状況の中で、形だけ保存するわけに行かない。そこで都市住民とどうやって連携するか、新しい観光の形態とどうやっていくのか、と新しい試みが成されている。
- ・この部分で京都府のできることはたくさんあると思う。景観の土台たる経済を支える仕組みづくり、それは単にお金を投入するとかということだけではなくて、その地域で活動している人達の力を活かしていくことが必要なのだという印象を強く持った。
- ・地域で活動している人たちの力を活かしていく仕組み、地域ごとに縦につないでいくとかいろいろなつなぎ方をたくさん作って、重ねていくことが大事。
- ・現在の条例案では「農」についての記述が薄い

- 事務局より資料3, 4の説明 -

(門内座長)

- ・それでは景観骨子と素案の考え方を見て、資料4の条文とその考え方が適切かどうか、考え方が適切に条例に反映されているかどうか、というあたりを中心に、またパブコメ用の資料等について確認していきたい。

(北村委員)

- ・まず13条第3項の項目だが、私の前回の発言を入れていただけている。しかし、私の考えは、譲受人のほうが条例を遵守するような事実上の義務があるようなものにしてはどうかという主旨だったのだが、ここでは所有者に義務があるという主旨となっている。
- ・協定の締結に参加していない人には、たとえ努力義務でも義務を課しにくいのではないかと思ったのだが。例えば、譲受人に対して景観府民協定を周知させるような、そういう書き方もあると思う。この3項の書き方だと、具体的には何をやらなければいいかわかりにくい。もうちょっと検討していただけたらいいかと思う。
- ・また、これは少し細かい指摘と思うが、景観資産登録について、15ページ一番下に登録の取り消しの規定があるが、16条には取り消しの条文がない。認定があれば、取り消しがあるのが当然であるから特に書いていないという判断かも知れないが、指定の場合は府審議会の意見を聞いたり、という文章ががはいっている。そうすると、取り消す場合の手続きはどうしたらいいのか、という解釈問題が生じる可能性がある。

(門内座長)

- ・非常に大事な指摘だ。世界遺産を彷彿とさせる。世界中の世界遺産指定したものに対して、危ないという懸念が生じると、レッドデータブックに掲載しホームページで公開して検討している。
- ・罰則というのではなく、ある資産の管理全体の状況を公開することで守られる、ということがあるように、今、ワールドヘリテイジ(世界遺産)では、むしろレッドデータブックの方が注目を浴びている、という話があるくらいだ。
- ・前回から議題になっている承継効の問題も含めて、事務局のお考えを聞きたい。

(事務局)

- ・承継効については、具体的には協定締結者が土地等を譲渡する場合に、売買契約の特約として付してもらおうということを実所有者に課す、という考え。譲受人に努力義務を課すよりも努力義務といえども承継効の効果があると考えているが、今の指摘を受け、今後再検討させてもらう。京都府の農林部局でも同じような規定がある。
- ・資産登録の取り消しについては、考え方の部分が先行しており、条文に反映できていなかった

ので、今後委員指摘も踏まえ条文検討を進めたい。

(門内座長)

- ・承継効に関しては、特約のような形でつけるという事だが、新しく購入した人はそういうものの存在すら知らない、二代三代後となるともう全然わからなくなるだろうと思うので、何らかの文書を入れておいて欲しい。似たようなことは景観に限らずいろいろなところである。
- ・登録制度のことは、今まで保存よりも活用に意識が向いていたが、取り消しまでを視野に入れて、保存に配慮してもらいたい。

(山仲委員)

- ・ある土地で建築行為を行う場合には建築申請をするわけだが、今後は景観法の委員会を通すということになり、許可が下りるまで現在よりも時間がかかるようになるのか？

(門内座長)

- ・それは景観計画が策定された後、ある種の縛りが掛かったときの話。
- ・京都市の場合でも、美観地区に指定されてると地区内では20m以上の建物は全部審査を受けなければならないが、それ以下は審査していない。今進めている審議会では、それを全部審査する方向に進めていると聞かすが、職員の手が足りるかという不安がある。

(栗山委員)

- ・市町村の「責務」という表現がきつければ「役割」という言葉でも良いので、府の責務の中に閉じこめるといようなものでなく、積極的に市町村が景観行政団体になれるような仕組みとして明記して欲しい。前回の議論に戻るようだが、フォーラムを聞いても、一般の意見の中にもあった。景観行政団体に名乗りを上げてもらおうという府の立場、なったときにこれだけのことができる、というものを、明確にしたほうがよい。

(門内座長)

- ・第二条第二項に、市町村が景観行政団体になれるような支援を行う、との記述があるのがそれにあたりと考えられる。

(幾世委員)

- ・与謝野町では景観条例があるが、宮津市ではまだない。しかし、わたしたちの市でも自分たちなりの顕彰などを作ろうという動きがある。
- ・景観条例が上から降りてきたからやろう、というのではなく自分たちのまちの景観を考える事において、行政ももっと積極的に考えてほしい。

(門内座長)

- ・景観法というのは基本的にできる規定の集合体だから、やる気があっても黙って知らなかったら 何にも活用されない。

(事務局)

- ・前回からの指摘事項であるが、条例には盛り込みにくい内容であるので、市町村の責務役割が十分わかっただけのような施策展開を行うということで、ご意見は活かしていきたい。
- ・また、責務と役割は同義。

(門内座長)

- ・アクションプランの施策の部分で書き込むとかしかなしいか。
- ・府、府民、事業者とならぶが、府民と事業者は同じでは？  
事業者も必ずしも今までのような企業とは限らずNPOのように府民と不分離な立場の事業者も出

てくる中で、このような峻別の仕方でのよいのかと思う。

- ・第3項に「府は公共施設の設置及び管理」というくだりがあるが、ここでいう公共施設とは何か。府が造る建物は入っていないのか。

(事務局)

- ・府庁や府営住宅は入ると考える。

(門内座長)

- ・景観法における景観重要公共施設には、建物は入っていない。一般用語と景観法の用語の使い分けも考えておかないといけない。第8条では「公共事業」と書いており、事業となると建物も入る。「公共事業」と「公共施設」という2つの言葉がでてきておりわかりづらい。

(事務局)

- ・条例の条文で定義するか、解釈で対応するか検討したい。

(門内座長)

- ・基本理念の第1項、「先人の営みにより築かれた資産である自然、…」とあるが、自然というのは人間が作っているわけではないので、おかしいのでは。
- ・景観は、ナチュラルなもの、人為的な自然との両方の出会いの中である。

(事務局)

- ・信託理論というものがあるが、先人から受け継いだものを後代に引き継いでいくという考え方。趣旨が伝わるよう修文したい。

(門内座長)

- ・第3項の「循環」について、意味はよくわかるが、言葉がずっと入ってこない。循環の意味は何か？

(事務局)

- ・景観を守るためにはお金もいる。そのお金をどうやって生み出していくか。景観を活かした観光や産業を活性化させ、それで得たお金で景観も守っていくという考え。

(門内座長)

- ・昨年のアクションプランで言った「循環」の意味は、地域循環的な経済であり、そこでお金を生んで他の地域へ持っていくのではなくて、地産地消というか、京都府でできたものが府内で回っていくというある種の地域循環をしていく経済を指す。単にお金に関する循環だけではない。

(事務局)

- ・法制室との議論でも、含蓄がありすぎてわかりにくい言葉といわれている。もう少し言いたいことが伝わる言葉としたい。

(杉原委員)

- ・地域経済の循環、循環の仕組み、という言葉が良いのでは。

(門内座長)

- ・前文において「景観は共有の資産」としているが、法では「共通の資産」としている。資産、

資源、財産等の用語の使い方の整理が必要。

(深町委員)

- ・農山漁村における景観の形成。検討委員会意見、フォーラム意見の趣旨を反映させ、もう少し文書の書き方等を工夫してもらいたい。

(事務局)

- ・主語を府民等とするのはおかしい。(府の施策を書いているところ。)
- ・府の農林部局でもふるさと体験ツアーや里山保全等の取組を行っているが、農林部局は「各事業は景観保全のためにやっているわけではない」という。ただし、基本理念にも記述しているように、農山漁村自身を守ることが景観の保全に繋がるということを、農林部局と協議して、施策の位置づけに景観も入れてもらって記述していきたい。

(門内座長)

- ・農林施策だけでなく、観光施策など様々景観の在り方を考えないと景観は成り立っていかないのではないか。例えば山城地域のフォーラムの中で、茶園を営んでいる方などを見ても、担い手がいなくなっても都市住民との交流や観光と結びつけ、この地域で茶畑が営まれていたという過去の記憶として将来の世代が振り返ることができるよう、景観としてとらえ残していかなければならない。
- ・景観を残すと言うことは、過去にその地域でそういう営み、知恵があった、ということをも未来の世界へつなげていくこと。その知恵がいろんな形で生きていく。

(杉山委員)

- ・条例の内容についてはおおむね良いと思う。質問であるが、景観条例の適用される区域は都市計画区域が主になると思うが、たとえば学研都市で言えば、開発区域は都市計画区域であるが、その周辺部には市街化調整区域があり、農山村的な風景も広がっている。農山漁村というには、対立軸として、都市的な区域があって、ということだろうが、条例は都市計画区域を中心に書かれている。接点となるような地域、両方にまたがるような地域はどうするのか。条例で詰めるのか、景観計画のプロセスや施策の実施の中で考えるのかどうか。

(門内座長)

- ・第六条の考え方の中に景観計画の策定の考え方のなかで、必ずしも都市計画区域に限らない地域で進めていくことがわかる。

(谷口委員)

- ・条例骨子の基本理念第4項だが、各主体の適切な役割分担と協働とあるが、字面からは、府と府民、府と事業者、府と市町村、各主体が協働するという事にならないか。
- ・実際の現場では、NPOと市町村が連携するとか、たとえば河川では各市町村と市町村を跨るNPOの連携を支援するなど、府の役割もたくさんある。それぞれの場面で必要な各主体が連携するような意味を。
- ・NPOは府民に含まれるという解釈とするのか、ミッションをもつ事業者として扱うのかどちらに含まれるのか。

(事務局)

- ・解釈としては、NPOは市民団体であり、府民に含まれると考える。NPO自体を一つの主体として入れていくこともできると考えられるが、府条例間のバランスもあり、他の条例でNPOが府民に含まれているという事例があればそのような解釈になるので、他事例も含め確認したい。

(千振委員)

- ・直接条例と関係するかどうか分からないが、農山漁村というものを考えると、農協や漁協という団体がある。特に、ここで意図しているのは、“鄙びたところ”というイメージを持ってられるのかもしれないが、都市部の周辺では、農協等が利用等について積極的な役割を果たしていただく方がよい。きれいな農地が広がっているところに、突然マンション等立地されるような場合、実際に建築をプロデュースしているのは農協であるということが実体としてはある。農協などは直接的な事業者ではない。農協等が第4条の事業者になるのか。また、「土地の利用等」とあるが、どこまでの範囲を考えているのか。

景観条例云々の前に、実際景観を破壊している、あるいは、空間を変えている、そういう大きな力がある、ということはどう捉えておられるのか。

そのあたり、深町先生の方がお詳しいのだが。

(深町委員)

- ・15条の考え方の根底が、人が減っていくということに限定されたイメージがある。確かに京都府内を見たときに都市近郊の農山部において都市化の進行により景観が劇的に変わっていくのをどうするのかという位置づけが抜けている。
- ・農山漁村もいろんな状態があるのだけれども、やはりそれぞれの景観は住んでいる人の状況を考えて進めるべき。

(門内委員)

- ・都市計画の世界でいえば、都市計画という言い方より、都市農村計画という言い方が主流。農山漁村というより多自然地域というように、都市域と都市域外を包括的に考える事が主流になってきている。個人とは別のさまざまな団体が上手く動くように考えていきたい。全部条例に入れ込むのも難しい。
- ・施策と抱き合わせで話をした方がよいので、事務局から資料説明を願う。

- 事務局説明 -

(門内座長)

- ・公共事業景観形成指針について。環の公共事業は、環境共生型に導いていくガイドラインだということだが、何が対象になっているのか。

(事務局)

- ・建築物も含め公共施設すべて。緊急的的事业は除く。

(栗山委員)

- ・景観まちづくり塾か、広域的なというところにあたるのかわからないが、先ほどの条文の中に、市町村が景観行政団体なれるとあるが、なった場合どうなるかについて、それらの市町村同士でリンクできるようなまちづくり塾を総括的にそういったネットワークができるとか、もっと広域的に活動ができるとか、一定のレベルを保持するためのいろいろなシステムを見えるような形にしておくべきじゃないかと思う。条文の中にいれるべきか、実施計画の方にいれるべきか、わからないが、景観行政団体になるという市町村に対して、それなりの対応ができる文言が大切。

(門内委員)

- ・フォーラム(山城)で来られていた長岡京市の職員の方が、実は景観計画に自信がないという話をされたが、非常に心細げであった。そういう市町村を上手くリードしたり支援したりする施策は大事である。

(深町委員)

- ・公共事業の景観計画指針であるとか、景観条例ガイドラインなどどんどんガイドラインができていく中で、心配なのは視覚的な景観に特化していく恐れがあるということ。見た目の景観も大事ではあるが、地産地消、地域資源を上手く文化的に使う、その景観がどういう意味を持っているか、という背景がしっかりあるからこそ美しい景観としてあるのだということを大事に。そして実際の指針を作る際、単に色がどうだったらいいかという視覚的な部分にのみに特化しないようにしていただきたい。

(門内座長)

- ・景観は人々の生活や営みの表れであり総合的なものだ。4ページ目基本理念の中にちゃんと書いてあるが、景観の議論をしていくとついつい形、色のことだけになっていく。施策の中で、何度も何度もそうではないと言っていないとついそっちへいってしまう。

(杉山委員)

- ・景観まちづくり塾は是非具体化していただきたい。地域交流活動であったり、サミットであったり、市町村職員を対象とした取組や学習会であったり、どんどん開催していただけたらいい。大変すばらしいと思うが、府民的な取組を支援するセンターのようなもの、景観に取り組む府民団体が情報交換できるような場が必要だ。広域と言っても山城地域で地区協議会を作って、となると、広すぎて現実的でない部分もあるので、広域と言っても日常に顔が行き届く範囲がよい。とにかく、やっていく中で具体的になっていくと思う。

(谷口委員)

- ・まだ丹後にしかできていないが、NPOパートナーシップセンターというような組織も、今後地域ごとにできる予定であるので、活用していけばいいと思う。景観を一つの切り口としてまちづくりを考えていけるものが良い。
- ・前回の検討委員会では、景観まちづくり塾は学習会が中心の施策であったが、今回は、地域交流活動と景観まちづくりサミットという、学ぶというよりは、実際施策を実現していく活動に重きを置いた交流活動が中心になってきている。塾というより積極的な施策名が必要かと思う。
- ・名称は別立てで考えてもいいのではないか。基本理念としての府民、事業者、市町村が連携協働する施策の一つとしてできないか、と思う。

(門内座長)

- ・景観まちづくりネットワークというのはどうか？

(杉山委員)

- ・余談だが、大阪湾での環境再生に取り組む市民団体のネットワークづくり運営事務局の名は、”ほっといたらあかんやん大阪湾フォーラム”である。
- ・同じにというわけにはいかないが、もうちょっとストレートにメッセージが伝わる、ポジティブなネーミングがよいのでは？ まだまだ京都府の職員の中だけで考えているような感じだが、市民的な知恵を集めて活動がきっかけになって名称も変わっていったらいいと思う。

(幾世委員)

- ・景観の表彰制度において、景観で表彰する場合、設計者、施行者、施主、誰を表彰するのか。
- ・住む人が景観を考え、メッセージャーになることが大事。住む人に焦点を当てた方がよい。

(門内座長)

- ・建築のコンペの審査においても、実際には誰を表彰するか、ということはものすごく大事。建物は、設計者、クライアント、施行者のどこまで含めるかということをもっと議論する。必ずしも設計者のみではなく場合によれば、施工者が地産地消を本当によく実践していること

もあろうし、市民が本当に景観形成に心を配っていることもあるだろうし、ここの書き方では、設計者のことしか念頭にないように見受けられる。表彰もこんな建物をみんなで造りました、というような表彰等、表彰の仕方もいろいろ考えられるのではないかと。

(栗山委員)

- ・私も表彰の在り方は、考えるべきと思う。ノミネートされることに意義があるような形はどうだろうか。ノミネートがあった場合、市民に集まってもらった場所で報告をしてもらう、それを誰か審査員が審査するのではなく、そこに集まった市民に審査してもらう、何の表彰状も盾もないけれど、ノミネートされること、そこで発表ができることが表彰、栄誉であるようなこと。表彰だけがすべてでない。

(門内座長)

- ・審査のプロセスを公開にして、皆さんの学習の機会にしてもらおう。参加した人に審査してもらおう。審査するということは審査されるということでもあるので、表彰を含めて全体を、一種の貴重な学習の機会にしてもらおうというのはどうか。

(門内座長)

- ・そろそろ予定の時間。いろいろな意見が出たが、委員会としてはこれが最後。これからパブリックコメントにかける。府民から出された意見や検討会の意見をできるだけ反映する形で、府にはとりまとめ役として、修正を進めていただきたい。

(事務局)

- ・今後、条例内容の修正に当たっては座長を中心に調整をさせていただき、適宜、委員にも意見聴取、情報提供をさせていただきながら進めることとする。

- 土木建築部長 閉会あいさつ -

- 以 上 -



(会議風景)